

**平成29年8月からの介護  
保険制度の改正について**

**◎高額介護サービス費の利用者  
負担の上限額の見直し  
(表1参照)**

世帯に市区町村民税の課税対象者がいる方の負担の上限が引き上げられます。

表1 〈平成29年8月から〉

対象となる方	自己負担限度額 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方(注1)	44,400円
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円 ⇒ <b>44,400円</b> +年間上限額の設定 (1割負担者のみの世帯) 年間上限額: 446,400円(37,200円×12)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円
前年の合計所得と公的年金収入の合計が年間80万円以下の方	15,000円

(注1) 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって世帯年収520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)

**◎高額医療介護サービス費制度とは**

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

**◎高額医療介護サービス費合算の限度額の見直し(表2参照)**

70歳以上の方で現役並み所得の方について、現役世代と同様に、上限が細分化された上で限

表2 〈平成30年7月まで〉

区分	限度額 (70歳以上)
現役並み所得の方 (課税所得 145万円以上の方)	67万円
一般 (市区町村民税 課税世帯の方)	56万円
市区町村民税 非課税世帯	31万円
市区町村民税 非課税世帯 (所得が一定以下)	19万円

〈平成30年8月から〉

区分	限度額 (70歳以上)
課税所得690万円以上の方	212万円
課税所得380万円以上の方	141万円
課税所得145万円以上の方	67万円
一般 (市区町村民税 課税世帯の方)	56万円
市区町村民税 非課税世帯	31万円
市区町村民税 非課税世帯 (所得が一定以下)	19万円

度額が引き上げられます。  
※法律は平成29年8月に改正となり、この制度の適用は平成30年8月からとなります。

**◎高額医療介護サービス費合算とは**

医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日〜翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度です。

問 福祉課 内線 302・315・316

**児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内**

**児童扶養手当とは**

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方、または父(母)に代わって養育している方に支給されます。  
**平成29年4月から支給額が変更になりました。**

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人	月額42,290円	月額42,280円～9,980円
児童2人	月額52,280円	月額52,260円～14,980円
児童3人以上	3人目から児童一人増すごとに、最大月額5,990円加算	

**〈現況届の提出〉**

毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっております。現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も)

含みます)は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は支給資格を喪失することがありますので、届出期間内(8月1日(火)〜8月31日(木))に必ず手続きをしてください。

**特別児童扶養手当とは**

知的障がいまたは身体障がい等の状態にある児童の福祉の増進を図るための制度です。

知的障がいまたは身体障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。  
**平成29年4月から支給額が変更になりました。**

- ・1級(重度障害児) 51,450円
- ・2級(中度障害児) 34,270円

**〈所得状況届の提出〉**

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も含みます)は、全員所得状況届の提出が必要です。届出期間内(8月10日(木)〜9月11日(月))に必ず手続きをしてください。

※それぞれの制度には所得制限があります。支給要件、受給資格要件等詳細はお問合わせください。

問 子育て支援課 内線 306